

## 【問46】

問四十六 「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかな。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を採っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第二十二條により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第八條により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。

## 【問47】

問四十七 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認められたのか。それとも全く今回の定年制度からはずしたのか。

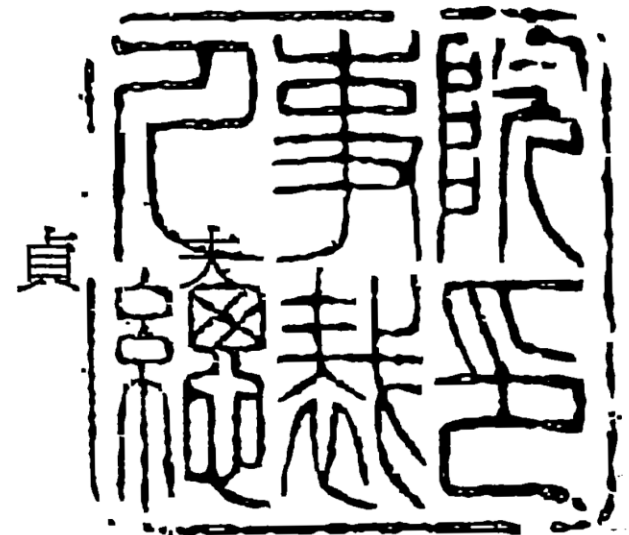
答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第八十一條の五年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。



昭和54年8月9日

総理府総務長官 三原朝雄 殿

人事院総裁 藤井 貞



国家公務員の定年制度について

(略)

## 2 定年制度の内容等

定年制度が実施される場合には、次の内容によることが適当であると考えられる。

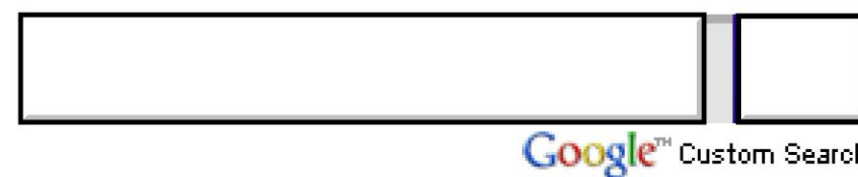
### (1) 適用範囲

定年制度は、適正な新陳代謝の促進を図るとともに、計画的な安定した人事管理の確保等を目的とするものである。任期を定めて又は臨時的に任用される職員を除く一般職に属する常勤の職員に適用するものとする。ただし、検察官及び大学の教員については、既に検察庁法及び教育公務員特例法により、定年制度に関する規定が設けられているので、それらの規定するところによるものとする。

(略)

### (4) 勤務延長及び再任用

(略)



法令 > 関係法令 > 国家公務員関係法令等 >

定年制度の運用について

(昭和59年7月2日任企一219)

(人事院事務総長発)

最終改正：令和元年5月17日事企法一16

標記について、下記のとおり定めたので、通知します。

記

定年退職関係

- 1 国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第81条の2第1項の別段の定めに当たるものとしては、検察庁法（昭和22年法律第61号）第22条の規定がある。

人事院通知発出先（抜粋）  
（令和元年5月17日）



- 総務事務次官殿
- 公害等調整委員会事務局長殿
- 消防庁長官殿
- 法務事務次官殿
- 出入国在留管理庁長官殿
- 公安審査委員会事務局長殿
- 公安調査庁長官殿
- 外務事務次官殿
- 財務事務次官殿
- 国税庁長官殿
- 文部科学事務次官殿

（以下、略）

パネル③

# 検察官定年引き上げ法案の紆余曲折 ～ 「勤務延長」の必要性のねつ造～

「勤務延長」  
の条文無し



「勤務延長  
は全く不要」  
と確定

パネル④

19年11月中  
内閣法制局で担当部長の審査完了  
(Ⅱ 法案として事実上の完成)

12月 黒川氏の勤務延長を検討

20年1月17日～24日  
内閣法制局に「解釈変更」を相談  
(Ⅱ 法案を根底から覆す)

「勤務延長」  
の条文追加

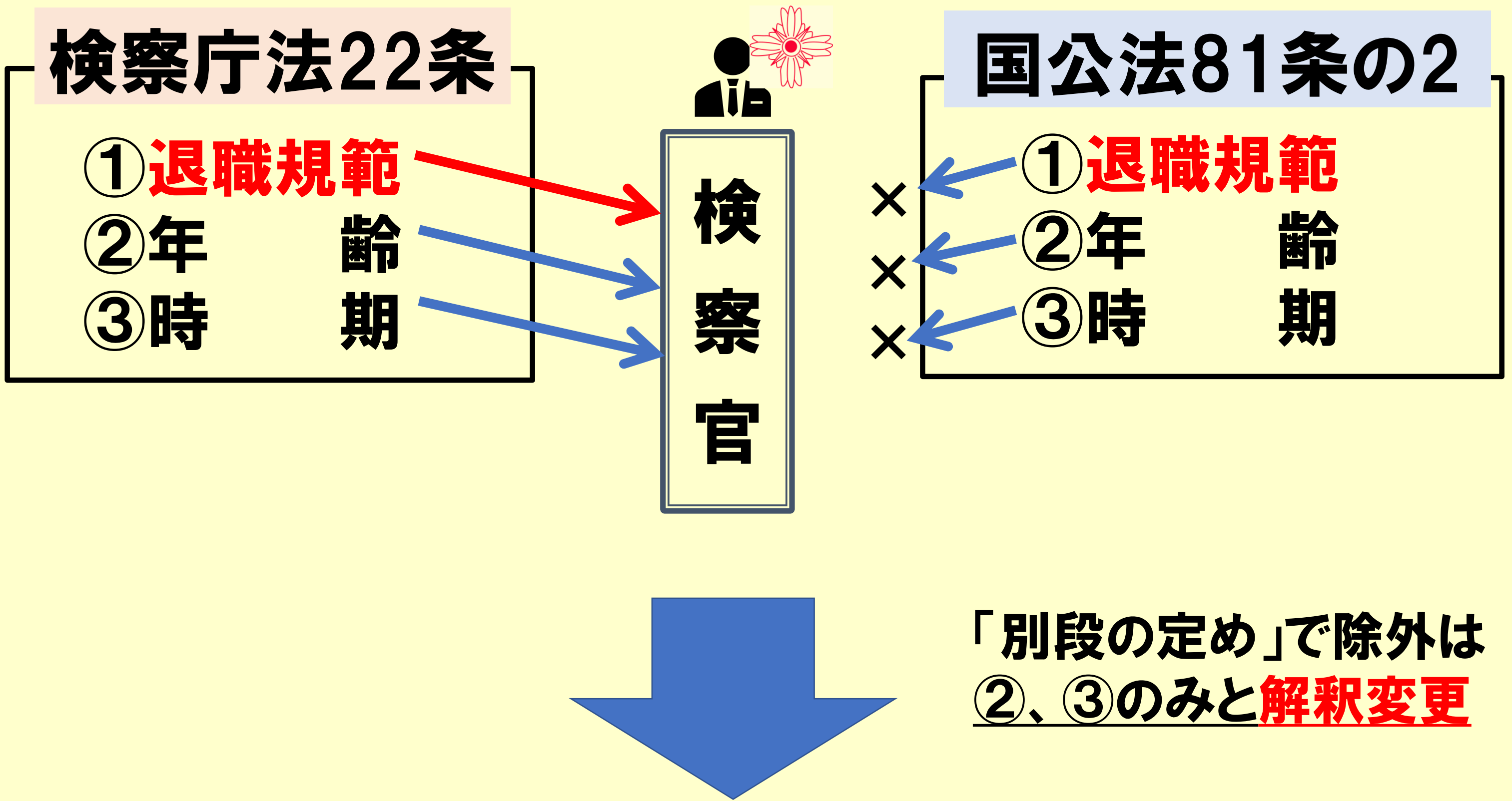


「勤務延長  
は絶対必要」  
と転向

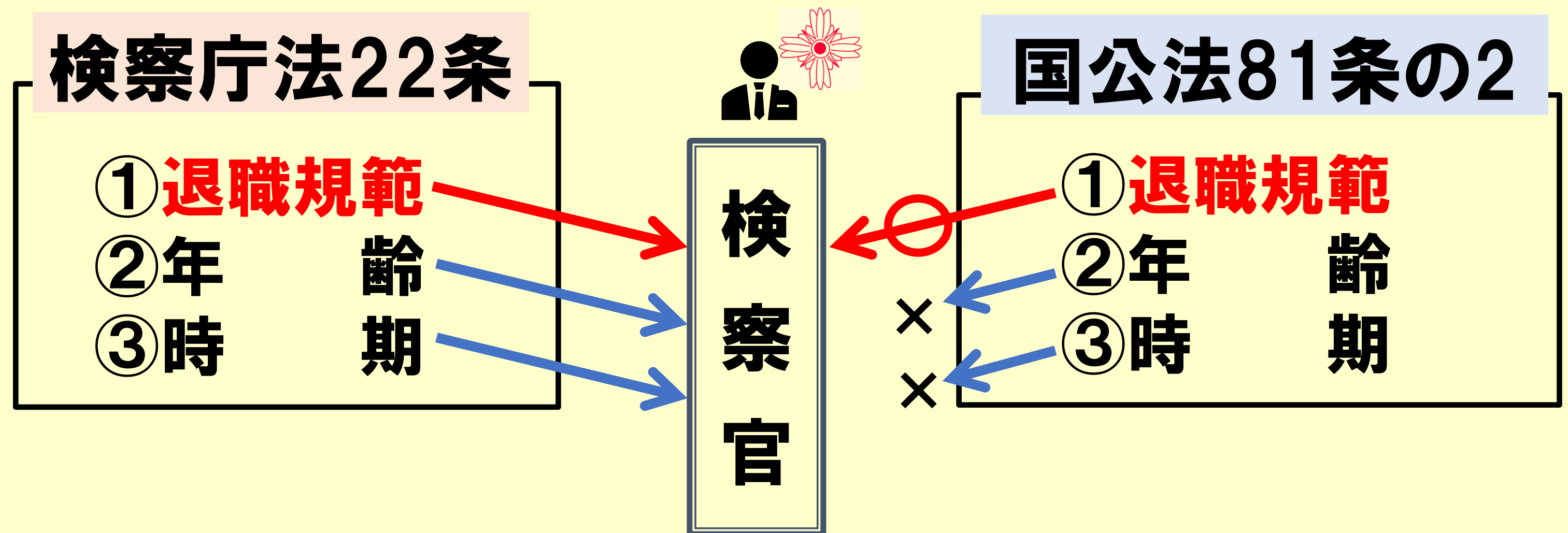
20年3月中閣議決定(予定)



# 昭和56年当時



# 1/24 解釈変更後



## パネル⑤

※ 国公法81条の3の勤務延長の利用には  
81条の2の退職規範で退官する必要がある

# 人事異動通知書

<p>(氏名)</p> <p>[Redacted]</p>	<p>(現官職)</p> <p>副 検 事</p>
<p>(異動内容)</p> <p>検察庁法第22条の規定により令和2年[Redacted]月[Redacted]日限り <u>定年退官</u> 退職手当として金[Redacted]円を支給する (国家公務員退職手当法第5条第1項, 同条第3項, 第6 条の4第1項)</p>	
<p>令和2年[Redacted]月[Redacted]日</p> <p>任命権者 法務大臣 [Redacted]</p> <p>[Redacted] [Redacted]</p>	

出典：法務省提出資料より小西洋之事務所作成  
2020年3月9日 参議院予算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 小西洋之



文部科学省  
人事異動通知書

(氏名)  [Redacted]	(現官職)  文部科学教官研究職■級 ( [Redacted] )
(異動内容)  <u>国家公務員法第81条の2第1項及び教育公務員特例法</u> <u>第8条の2第1項の規定により</u> <u>平成15年3月31日限り定年退職</u>	
平成15年 3月31日  任命権者 文部科学大臣  遠山敦子	

出典：文部科学省提出資料より小西洋之事務所作成  
2020年3月9日 参議院子算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之



# 検事長の勤務延長の違法の立証 (法令解釈ルールの当てはめ)

法令の解釈は、

- ① 当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、
- ② 立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、
- ③ また、議論の積み重ねのあるものについては**全体の整合性を保つ**ことにも留意して

論理的に確定されるべきもの (略)

仮に、政府において、法令解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の法令解釈ひいては法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない

国公法「**法律に別段の定めのある場合を除き**」の解釈は、

「**検察官を勤務延長を含む定年制度から除外する**」との趣旨のため規定された文言  
(想定問46,47、S56国会答弁)

人事院見解に基づき内閣が検察官を除外して立案、国会が議決  
(**検察官の職務・責任の特殊性**)

『S59年人事院通知、検察官の退職辞令の規定、教特法との整合性』等々

➡ 論理的には「**検察官に勤務延長は適用除外(違法)**」とのみ解釈可能

➡ 黒川検事長の勤務延長は**便宜的、意図的な解釈変更**そのもの

政府の法令解釈のみならず、法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれる事態



令和 2年 / 月 29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

東京高等検察庁  
検事長



同 意 書

私は、国家公務員法第81条の3第1項の規定に基づき、令和2年8月7日まで勤務延長されることに同意します。

# 買収罪の構成要件

(1) 財産上の利益の供与 (申し込み、約束も) …… 人の欲望を満足させるもの  
社交上の儀礼を超えるもの  
選挙民の心を動かすもの

「 供与者が現実にその供与の目的物について処分権を有しないときにおいても本罪の成立を妨げない 」(公選法逐条解説)

(2) 供応接待 (申し込み、約束も) …… 日常の社交の程度を超えるもの



- 「内閣官房・内閣府において取りまとめを行っている」との主張は免罪にならない。
- 安倍事務所が有権者を推薦し、参加を約束等している以上、利益供与罪・約束罪が成立。



## ■事後報酬供与罪（事後買収罪）

「本罪は、投票の終わった後又は選挙運動をやめた後において、つまり過去の行為の報酬として利益を供与するものである」

「本罪は、投票をし・選挙運動をし・又はこれらの周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の利益を供与する等の行為のあったときに成立」

（公選法逐条解説）

## ■内閣官房作成「総理声かけ（11月15日）」

Q 実際に参加された地元の方の中には、この会の性格を自分は知らなかったという方もいらっしゃいます。自分は安倍総理の選挙等を支えてきているから、その貢献で選ばれたのだと思っていたという方がいらっしゃったんですけれども…。

A 確かにそう思われている方もおられると思います。そういう観点からも、やはり推薦する上において、知っている範囲で推薦することになるんだろうと思います。（以下、略）